

釜石市学校給食調理業務委託指名型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、釜石市学校給食センター（以下「給食センター等」という。）における学校給食調理等業務について、業務委託期間が満了することに伴い、複数の事業者から最新の知識、技術及び豊富な経験に基づく企画の提案を受けて指名型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により事業者の選定を行うもの。

2 業務概要

(1) 業務名

釜石市学校給食調理業務委託

(2) 業務内容

別紙「釜石市学校給食調理業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで（3年間）

(4) 履行場所

釜石市学校給食センター（新調理場）

岩手県釜石市鶴住居町第10地割30番地1

(5) 委託予算限度額

年66,400,000円（取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む）とする。

上記予算限度額に含む消費税額は10%とする。

3 プロポーザル形式、参加資格基準

本プロポーザルは指名型プロポーザル形式とし、参加できる事業者は、釜石市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者とする。

ただし、「参加意思表明書」を提出した後に当該要件を満たさなくなった場合、または、いずれかに該当しないことが判明した場合は、本プロポーザルの参加を取り消す。

(1) 参加資格要件

- ① 学校給食共同調理場において、一日2,000食以上の業務受託実績を3年以上有し、かつ、現在も該当する施設での調理業務を受託していること。
- ② 学校給食調理において、食物アレルギー対応食（除去食または代替食）の調理実績を有すること。
- ③ 平成28年4月1日以後に、学校給食調理業務において食品衛生法に基づく営業禁止または営業停止処分を受けていないこと。
- ④ 業務受託にあたり、製造物責任法に基づく損害賠償保険等に加入していること。

- ⑤ 学校給食業務代行保証（社）日本給食サービス協会）に加入するなど、業務履行困難となった場合の代行保障体制を有する者であること。
- ⑥ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑦ 市町村税、都道府県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- ⑧ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による会社更生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑨ 釜石市暴力団排除条例（平成 27 年釜石市条例第 37 号）第 2 条に該当する者でないこと。

4 参加申込み等の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加意思表明書の外、プロポーザルに関する資料、様式類は、釜石市ホームページからダウンロードのうえ入手すること。

(1) 参加意思確認

指名を受けた事業者は、このプロポーザルへの参加の有無を「参加意思表明書」（様式 1）に明記して、令和元年 7 月 30 日（火）午後 5 時まで必着で、釜石市学校給食センターに郵送、ファックス又は持参により提出すること。

なお、ファックスの場合は後日速やかに原本を提出すること。

2) 期限までに「参加意思表明書」を提出しないときは、参加の意思がないものとみなす。

5 現地施設見学会

建設中につき見学会は実施しない。

調理室配置及び調理設備は資料「施設配置図」において確認のこと。

6 質問の受付

(1) 質問書の提出

質問がある場合は、「質問書」（様式 2）に必要事項を記載の上、電子メールで提出すること。件名は「釜石市学校給食センター 質問（企業名）」とすること。電子メール以外（口頭、電話、ファックス等）による質問は受け付けない。なお、質問書提出後、電話による受信確認を行うこと。

(2) 質問提出先

「13 担当部署（提出先）」のとおり

(3) 質問受付期間

令和元年 7 月 30 日（火）午後 5 時まで

(4) 回答方法

質問及び回答の内容については、質問者名を伏せて参加意思表明書提出者に電子メールで送付する。

(5) 回答日

令和元年 8 月 5 日（月） 予定

7 企画提案書等の提出

企画提案書及び資料（以下「提案書等」という。）は持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出期限までに提出すること。郵送による場合は、書類の到着の有無を担当者に必ず電話で確認すること。

提案書等の提出者は、別添「企画提案書等作成要領」に基づき提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

様式	提出書類	提出部数
様式 3	企画提案書	1 部（押印）
様式 4	会社概要	6 部
様式 5	業務の実績	6 部
様式 6	学校給食についての基本的な考え方	6 部
様式 7	従事者の配置計画及び業務運営体制	6 部
様式 8	従事者の教育、研修体制	6 部
様式 9	衛生管理体制	6 部
様式 10	危機管理体制	6 部
様式 11	特定テーマ	6 部
様式 12	見積書	1 部（押印）

(2) 提出期限

令和元年 8 月 21 日（水）午後 5 時まで（必着）

(3) 提出先

「13 担当部署（提出先）」のとおり

8 選定方法

「釜石市学校給食調理業務委託業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において、別に定める審査基準により総合的に審査する。

(1) プレゼンテーション

① 内容

提案書等に基づきプレゼンテーションを行う。実施日時、場所は別途連絡する。
提案書等に基づく説明を求め、その内容について適時質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションに際し、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、各自用意すること。

（スクリーン、電源延長コードは釜石市で用意します。）

② 所要時間

プレゼンテーションの時間は 40 分以内（提案説明を 20 分以内、質疑応答 20 分程度。準備時間は除く。）とする。ただし、提案者の数により時間を変更する場合がある。

③ 出席者

提案者 1 者につき 3 人以内とする。なお、プレゼンテーション出席者の報告は、令和元年 8 月 27 日（火）午後 3 時まで、所属（役職）及び氏名を電子メールにより報告（任意様式）すること。また、その際、担当者（窓口）の連絡先（当日連絡可能な者）についても併せて報告すること。

④ その他

プレゼンテーションは非公開とする。

(2) 審査

委員会での審査において、最も高い評価となった提案者を第 1 受託候補者として選定し、次点となった提案者を第 2 受託候補者とする。

また、提案者が 1 者の場合でも審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められる場合は、当該提案者を受託候補者として選定する。

なお、第 2 受託候補者については選定しない場合がある。

委員会は非公開とする。

(3) 選定結果

選定結果については、プレゼンテーションに参加した提案者に電子メールで通知する。

9 契約

(1) 受託者の決定

市は、第 1 受託候補者と仕様並びに委託料等詳細について協議の上、受託者として決定する。ただし、第 1 受託候補者との協議が整わない場合は、第 2 受託候補者と協議を行ったうえで、受託者を決定することができるものとする。

(2) 契約の締結

上記(1)で決定した受託者は、契約に必要な書類を揃え、市と協議の上、速やかに入札による手続きを進めるものとする。

なお、市は、本業務の目的達成のために必要な範囲内で、業務を追加、変更、又は削除することができる。この場合、委託予算額上限を限度として、受託者と契約内容及び契約額等を調整できるものとする。

10 失格事項

提案参加者が次の事項のいずれかに該当すると市が判断した場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 書類の提出期限に遅延した場合
- (3) 本要領を遵守しない場合
- (4) 提案書等が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5) 提案書等に虚偽があった場合
- (6) プレゼンテーションを欠席した場合
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (8) 前号までに定めるもののほか、提案にあたり著しく審議の公平性に反する行為があった場合

11 辞退

参加意思表明書提出後に辞退する場合は、令和元年 8 月 21 日（水）までに、電子メールにより、辞退理由を記した参加辞退届（様式任意）を提出すること。

なお、参加辞退届提出後、電話による受信確認を行うこと。

受信確認は、上記期間中の受付期間とする。

12 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提案書等は返却しない。
- (3) 提案書の著作権は原則として当該提案者に帰属するものとする。ただし、市が受託候補者の選定に必要であると認める場合は、これを無償で使用することができる。
- (4) 提案書等は、市において受託候補者選定に伴う作業等の必要な範囲において複製する

ことができる。

- (5) 本プロポーザルに係る情報開示の請求があった場合は、釜石市情報公開条例（昭和 63 年釜石市条例第 22 号）に基づき、提案書等を開示することがある。
- (6) 第 1 受託候補者及び第 2 受託候補者以外の審査結果については公表しない。
- (7) 参加者は、受託候補者選定後、本プロポーザルに係る要領等の内容について、又は錯誤等を理由として異議を申し立てることができないものとする。
- (8) 本プロポーザルは受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約内容については提案内容を基本としつつも、契約内容を確約するものではない。

13 担当部署（提出先）

釜石市教育委員会学校給食センター 担当：檜山・佐々

〒026-0041 岩手県釜石市上中島町 2 丁目 1 番 32 号

TEL 0193-21-3106 / FAX 0193-25-2861

E-mail kyushoku@city.kamaishi.iwate.jp